

特 定 非 営 利 活 動 法 人 い ろ は 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人いろはという。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市中区寿町二丁目7番地5号に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第 3 条 この法人は、障害者及び高齢者に対して、自立支援に関する事業を行ない、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特 定 非 営 利 活 動 の 種 類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するた
め、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保 健 、 医 療 又 は 福 祉 の 増
進 を 図 る 活 動

(2) 地 域 安 全 活 動

(3) 経 済 活 動 の 活 性 化 を 図 る 活
動

(事 業)

第 5 条 この法人は、第3条の目的を達成する
ため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に
支 援 す る た め の 法 律 に 基 づ く 障 害 福 祉 サ ー ビ ス
事 業

第 3 章 会 員

(種 別)

第 6 条 この法人の会員は、次の2種とし、正
会員をもって特定非営利活動促進法(以下
「法」という。)上の社員とする。

(1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入
会した個人及び団体

(2) 賛 助 会 員 この法人の目的に賛同し、活
動を支援するために入会した個人及び団体

(入 会)

第 7 条 会 員 と し て 入 会 し よ う と す る も の は 、
理 事 長 が 別 に 定 め る 入 会 申 込 書 に よ り 、 理 事
長 に 申 し 込 む も の と し 、 理 事 長 は 、 そ の も の
が 前 条 に 掲 げ る 条 件 に 適 合 す る と 認 め る と き
は 、 正 当 な 理 由 が な い 限 り 、 入 会 を 認 め な
け れ ば な ら な い 。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないとして
きは、速やかに、理由を付した書面をもちいて
(入会金及び会費)
第 8 条 会員は、総会において別に定める入会
金及び会費を納入しなければならぬ。
(会員の資格の喪失)
第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至っ
たときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 3 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)
第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を
理事長に提出して、任意に退会することがで
きる。

(除名)
第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至っ
たときは、総会において正会員総数の 2 分の
1 以上の議決により、これを除名することが
できる。この場合、その会員に対し、議決の
前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反
する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)
第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出
金品は、返還しない。

第 4 章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 人以上
- (2) 監事 1 人以上

2 理事のうち、1 人を理事長、若干名を副理
事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任す
る。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業
務を総理する。

事、のめ務人し発告は、産は、
 に理そ定業。法若を報に財く
 長、のとの令とに合のしだし、
 事はて款人ここ法この場人若た前にお該期にそた者もわ
 理きつ定法。る、はる轄る法の、満総はたいる就はお務するの、な
 、とよこのうす果又あ所あのべる。期のにまなすて又到職当総任対なあるとしてふさ
 したにこ行査査結為ががあこ述す任後合、い結っ者後のに職該員解にばに会を買れ一正れ役けのてこのない状況にありと認め
 佐け序、を監監の行実又要はを。とす任後合、い結った場して終よ任了そに会を買れ一正れ役けのてこのない状況にありと認め
 補欠順しき務をを查の事会必又見と年らずしたとれがに前満、のてこのない状況にありと認め
 をがた成づ職況況監正な総め況意こ2ら了れ期さ会員の。期はのてこのない状況にありと認め
 長長し構基る状状る不大をた状にる、わ終さ任任総増れる任で号い、そえのてこのない状況にありと認め
 事、名をにげののよし重れる。の事すは、かが任を選のはぞすはま各おり、与のによ合を堪えな他のとき。
 理理指。会決掲行産に関することと行理求期か度選でが初。又れと又る。のによ合を堪えな他のとき。
 、はめる事議に執財定にす、をこ執、請任。に年が主員最る、そ間任すい。のによ合を堪えな他のとき。
 は又じす理の。次務の規産反は告る務てをのい定業員る役後すめ、期辞任なが総決の機が議この遂行に義務違反あったとき。
 長きか行、会る、業人の財違に報す業い集員な規事役すの日長たは存、就ら員、議この遂行に義務違反があったとき。
 事とら執は事すはの法号はに合。の集のつ招)役げの2の結任末伸の期残はがな役はの。明の職務上の行為(等)
 理るあを事理行事事の2又款場と号招事にの等妨項後任終後のを欠任の員者ば)き上る弁職務の
 副あが務理び執監理こ前務定たこ前を理況会期条を前任後が後期期補の期役任れ任条と以きに職と
 故長職及を業はしる会状事任16任就て会了任任員任後け解17た3で前(1)られ(2)わし報

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲
第19条 報酬を受け、その職務を執行する。総会の議決を
第20条 役員を2項に別し、総会の議決を
第21条 役員を2項に別し、総会の議決を

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時
第20条 総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合
に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的
的である事項を記載した書面をもって招集
の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事
から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除
き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号のら
規定により、請求がなされたとき、その日か
ない。総会を招集するときは、会議の日時、場所、
3 目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的

[illegible]

したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 30 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。
2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から31日以内
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法を
通知しなければならぬ。

(議 長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第 34 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

- 第 35 条 理事会において議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によつてあるかじめ通知した事項と理事の可否の議事は、総数の過半数をもつて決する。等)
- 第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとす。やむを得ない理由のため理事会に出席できないうて、電磁的方方法を通さて表決するこ
- 3 及び前項の規定により表決した理事は、第 34 条及事理に出席した議決に、第 1 項第 2 号の適用につ
- 4 有ができない。その議事は、特別の利害関係をと(議事録)
- 第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(資 産 の 構 成)

- 第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもつて構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益

(資 産 の 区 分)

- 第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資 産 の 管 理)

[illegible]

第 9 章 公 告 の 方 法

第 10 章 事務局

第 11 章 雜 則

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行
2 する。この法人の設立当初の役員は、次に掲げる
3 者とする。

理事長
副理事長
理事
監事

竹部 高暢
藤田 純也
志賀 和樹
久木 留優

3 この法人の設立当初の役員は、第16
4 条第1項の規定期間3月31日までの業務計画及び予算は、
5 第43条の規定期間3月31日までの業務計画及び予算は、

6 この法人の設立当初の役員は、第16
7 条第1項の規定期間3月31日までの業務計画及び予算は、

8 この法人の設立当初の役員は、第16
9 条第1項の規定期間3月31日までの業務計画及び予算は、

(1) 入会金

正賛助会費

(2) 年会費

正賛助会費

口 以上)

口 以上)

口 以上)

口 以上)

個人 0 円

個人 0 円

個人 0 円

個人 1 円

個人 1 円

個人 1 円

個人 1 円

団体 0 円

団体 0 円

団体 0 円

団体 1,000 円 (1

団体 1,000 円 (1

団体 1,000 円 (1

団体 1,000 円 (1

口 以上)

(設 立 認 証 申 請 用)

役 員 名 簿

フリガナ	トクテイヒエイリカツドウホウジンイロハ
特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人いろは

役 名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無	備 考
理事	タケベ タカアキ 竹部 高暢		無	理事長
理事	フジタ ジュンヤ 藤田 純也		無	副理事長
理事	シガ カズキ 志賀 和樹		無	
監事	クキドメ ユウ 久木留 優		無	

- ◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。
- ◇ 親族規定の考え方
役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）
（※）も含むことはできません。
役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。
（※）三親等以内の親族
父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）
- ◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

設 立 趣 旨 書

当法人はこれまで、地域における高齢者、障害者、生活困窮者等を対象として、地域清掃活動、炊き出し支援、就労機会の提供に関する準備活動を継続して行っておりましました。

具体的には、地域住民との連携を図りながら、日常生活における困りごとの地域美化活動への参加、月1回程食事支援を通じた居場所づくりなどを実施し、地域福祉の向上に努めてまいりました。また、就労継続支援B型事業所の開設を見据え、利用希望者やその家族からの相談受付、支援体制の構築、関係機関との連携準備を進めております。

これらの活動を継続する中で、単なる営利事業では対応しきれない、継続的かつ公益性の高い支援の必要性を強く認識しました。そのため、利益の追求を主目的とせず、地域社会全体への貢献を目的とした運営が可能であるNPO法人を選択いたしました。

一般社団法人等の法人格も検討いたしましたが、当法人の活動は障害福祉・地域福祉・生活支援を中心とした公益性の高い事業であり、行政機関、福祉関係機関、地域住民からの信頼性・透明性が特に重要であると判断いたしました。NPO法人は、その公共性、情報公開義務、非営利性が明確であり、地域からの理解と協力を得やすく、継続的な福祉支援事業を安定的に実施するために最も適した法人形態であると考えております。

今後は、就労継続支援B型事業を中心に、生活支援、地域支援活動をさらに充実させ、誰もが安心して暮らせる地域づくりに貢献してまいります。

令和8年4月2日
法人の名称 特定非営利活動法人いろは
設立代表者 竹部高暢

令和8年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人いろは

1 事業活動方針

本法人は、今年度事業設立後に障害者、高齢者、生活困窮者等に対し、就労支援及び生活支援を行い、地域社会における自立支援及び社会参加の促進を図ることを目的とする。また、地域清掃活動及び炊き出し活動等を通じ、地域福祉の向上に寄与する。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

ア 就労継続支援B型事業

・内 容 障害のある者に対し、軽作業（梱包、封入、清掃等）の機会を提供するとともに、生活支援及び就労能力の向上を図る。

- ・日 時 通年（週5日程度）
- ・場 所 神奈川県横浜市中区寿町二丁目7番地5号
- ・従事者人員 5人
- ・受益対象者 障害のある者 15人
- ・支出見込額 1,380,000円

イ 生活支援事業

・内 容 利用者に対し、生活習慣の改善支援、コミュニケーション訓練、外出支援及び地域清掃活動等を行い、社会参加の促進を図る。

- ・日 時 年数回
- ・場 所 横浜市内及び事業所周辺
- ・従事者人員 5人
- ・受益対象者 地域住民及び障害のある者 30人
- ・支出見込額 60,000円

ウ 地域支援活動

・内 容 地域住民との交流活動、清掃活動及び簡易な支援活動を実施し、地域福祉の向上を図る。

- ・日 時 年数回
- ・場 所 横浜市内
- ・従事者人員 5人
- ・受益対象者 地域住民及び障害のある者 30人
- ・支出見込額 50,000円

計 1,490,000円

令和9年度事業計画書

法人の名称 特定非営利活動法人いろは

1 事業活動方針

本法人は、障害者、高齢者、生活困窮者等に対し、就労支援及び生活支援を行い、地域社会における自立支援及び社会参加の促進を図ることを目的とする。また、地域清掃活動及び炊き出し活動等を通じ、地域福祉の向上に寄与する。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

ア 就労継続支援B型事業

・内 容 障害のある者に対し、軽作業（梱包、封入、清掃等）の機会を提供するとともに、生活支援及び就労能力の向上を図る。

・日 時 通年（週5日程度）

・場 所 神奈川県横浜市中区寿町二丁目7番地5号

・従事者人員 5人

・受益対象者 障害のある者 15人

・支出見込額 2,760,000 円

イ 生活支援事業

・内 容 利用者に対し、生活習慣の改善支援、コミュニケーション訓練、外出支援及び地域清掃活動等を行い、社会参加の促進を図る。

・日 時 年数回

・場 所 横浜市内及び事業所周辺

・従事者人員 5人

・受益対象者 地域住民及び障害のある者 30人

・支出見込額 120,000 円

ウ 地域支援活動

・内 容 地域住民との交流活動、清掃活動及び簡易な支援活動を実施し、地域福祉の向上を図る。

・日 時 年数回

・場 所 横浜市内

・従事者人員 5人

・受益対象者 地域住民及び障害のある者 30人

・支出見込額 100,000 円

活動予算書

成立の日から令和9年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 いろは

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
		0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
就労支援事業	1,750,000	1,750,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			1,750,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	1,150,000		
法定福利費	170,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	60,000		
① 人件費計	1,380,000		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	30,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
消耗品	30,000		
活動費	40,000		
② その他経費	110,000		
事業費計		1,490,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		

法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			1,490,000
当期経常増減額			260,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
.....			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			260,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			260,000

活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 いろは

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
		0	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
		0	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
就労支援事業	3,500,000	3,500,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			3,500,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,300,000		
法定福利費	340,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	120,000		
① 人件費計	2,760,000		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	60,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
消耗品	60,000		
活動費	80,000		
② その他経費	220,000		
事業経費計		2,980,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		

法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計		0	
経常費用計			2,980,000
当期経常増減額			520,000
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
.....			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			520,000
前期繰越正味財産額			260,000
次期繰越正味財産額			780,000